

平成 30 年度

福島大学大学院
地域政策科学研究科(修士課程)
学生募集要項



〒960-1296
福島市金谷川1番地
☎024-548-8064 (入試課)
<http://www.fukushima-u.ac.jp/>

福島大学
スマートフォン対応サイト



目 次

I. 福島大学大学院地域政策科学研究科（修士課程）学生募集要項

1. アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）	1
2. 募集人員	1
3. 出願資格	1
4. 出願手続	3
5. 試験日程等	6
6. 選抜方法	6
7. 障害等のある入学志願者の事前相談	7
8. 合格者発表	8
9. 入学手続および入学手続に係る留意事項	8
10. 入学料・授業料の減免について	8
11. 注意事項	9
12. 入学志願者の個人情報保護について	9
13. 東日本大震災（原発事故含む）および激甚災害において被災された方に対する検定料の免除について	9
14. 一般入試筆記試験専門科目出題範囲一覧（平成30年度）	10

II. 福島大学大学院地域政策科学研究科（修士課程）案内

1. 地域政策科学研究科の目的	12
2. 本研究科の概要・特色	12
3. 教育方法	13
4. 長期履修学生制度について	16
5. 学位の授与	16
6. 教育職員免許状	16
7. 授業科目の概要および担当教員	17

この要項には、次の提出書類が添付されています。

- (1) 志願票・写真票・受験票
- (2) 研究計画書
- (3) 推薦書（社会人特別推薦入試）
- (4) 経歴および志願理由書（社会人特別入試・社会人特別推薦入試）
- (5) 研究業績リスト（社会人特別入試・社会人特別推薦入試）
- (6) 検定料収納証明書貼付票・検定料免除申請書
- (7) 宛名票（シール）

【お知らせ】

平成21年度より、10月に行っていた選抜に加え、2月にも選抜を実施しています。10月を前期、2月を後期とします。受験生は、前期、後期を任意に選択し出願することも両方に出願することも可能です。なお、一般入試においては、前期と後期とで選抜方法が異なりますので注意してください。

I. 福島大学大学院地域政策科学研究科（修士課程）学生募集要項

1. アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

(1) 地域政策科学研究科（修士課程）の教育目標と求める学生像

本研究科は、学際的かつ政策科学的な教育課程を通じて、地域社会が提起する諸課題に対応できる理論と応用の研究能力を高め、地域社会の各分野で中核的役割を担う高度な専門性を備えた人材を養成することを目的としています。

本研究科では、広く学際的な観点から地域の多様な政策課題に対応した研究に取り組み、時代の進展と地域社会の要請に応える高度で専門的な研究能力を身につけようとする学生を求めています。

(2) 入試の際に求める知識・技能・関心

広く学際的な観点から地域の多様な政策課題に対応した研究に取り組み、時代の進展と地域社会の要請に応える高度で専門的な研究能力を身につけるために、以下に掲げる知識、技能、関心を有している学生あるいは社会人を求めます。

- ・ 地域的諸問題および地域政策に対する強い研究上の関心
- ・ 大学院での研究の基礎となる当該分野・領域に関する学力
- ・ 大学院での研究に関する明確な目標と計画

2. 募集人員

地域政策科学専攻 20人

入 試 区 分	募 集 人 員		
	前期（10月）	後期（2月）	合 計
一 般 入 試	13人	7人*	20人
社 会 人 特 別 入 試			
社 会 人 特 別 推 薦 入 試			
外 国 人 留 学 生 特 別 入 試			

※ 前期において欠員が生じた場合、その欠員は後期の募集人員に加えます。

3. 出 願 資 格

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者および平成30年3月に卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者および平成30年3月31日までに学士の学位を授与される見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者および平成30年3月までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者および平成30年3月までに修了見込みの者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者および平成30年3月までに修了見込みの者

- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって学校教育法施行規則第155条第1項第4号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者および平成30年3月31日までに授与される見込みの者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または平成30年3月31日までに修了見込みの者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑨ 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成30年3月31日現在で満22歳に達しているもの

(注) 出願資格⑨に該当する者は、出願前に個別入学資格審査が必要です。詳細については「4. 出願手続」の「個別入学資格審査」を参照してください。

出願する入試区分により、以下の要件を満たす必要があります。

【一般入試】

出願できる者は、大学院出願資格①～⑨のいずれかに該当する者とする。

【社会人特別入試】

出願できる者は、大学院出願資格①～⑨のいずれかに該当し、かつ、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 平成30年3月31日現在、年齢満27歳に達している者
- (2) 平成30年3月31日現在、年齢満27歳に達していない者で、出願時および受験時に定職（主婦（主夫）業を含む）に就いており、労働時間が週20時間以上のもの（アルバイト、パート等を含む。主婦（主夫）業については労働時間を考慮しない。）

【社会人特別推薦入試】

出願できる者は、大学院出願資格①～⑨のいずれかに該当し、かつ、以下の(1)(2)の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 出願時および受験時に定職に就いており、労働時間が週20時間以上の者（アルバイト、パート等を含む。）
- (2) 所属長より推薦された者

【外国人留学生特別入試】

出願できる者は、大学院出願資格③・④・⑤・⑥・⑨のいずれかに該当し、かつ、以下の要件を満たす者とする。

- ・ 日本の国籍を有しない者

4. 出 願 手 続

(1) 出願期間

前期 平成29年9月6日(水)～9月12日(火) 午後5時まで

後期 平成30年1月26日(金)～2月2日(金) 午後5時まで

(注) 個別入学資格審査

出願資格⑨により本研究科に出願する者は、出願前に個別入学資格審査を行いますので、下記期日までに入学資格個別審査申請書(本学所定用紙)に添付書類を添えて提出してください(個別の入学資格審査の詳細および書類については、本学ウェブサイトの「入試情報」(<http://nyushi.adb.fukushima-u.ac.jp>)を参照するか、本学入試課に問い合わせてください。)

個別入学資格審査の申請締切日時

前期 平成29年8月18日(金) [午後5時必着]

後期 平成29年12月13日(水) [午後5時必着]

(2) 願書提出先

福島大学入試課 〒960-1296 福島市金谷川1番地 ☎ 024-548-8064

(3) 出願方法

郵送の場合は、「書留速達郵便」とし、「地域政策科学研究科入学願書在中」と朱書してください。出願期間を過ぎた場合は受理できませんので、郵送期間を十分考慮して早めに送付してください。ただし、前期については平成29年9月11日(月)以前、後期については平成30年2月1日(木)以前の発信局消印のある書留速達に限り、期限後に到着した場合でも受理します。

持参の場合、入試課の窓口受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。

(4) 出願書類(黒か青のボールペンまたは万年筆を用い、文字は楷書で記入してください。)

全ての入試区分において提出する書類

	出 願 書 類	摘 要
全 入 試 区 分 共 通	①入学志願票, 写真票, 受験票	本研究科所定の用紙
	②成績証明書	出身大学(学部)長または出身学校長が作成したもの
	③出願資格を証明 する書類	以下の書類のうち、該当するもの ・卒業(見込)証明書 ・学位授与証明書(学位授与機構が発行したもの。申請中の場合は学長・校長の学位授与申請(予定)証明書) ・専修学校専門課程修了(見込)証明書(出願資格⑦に該当する者。なお、「修業年限が4年以上であること」、「課程の修了に必要な総授業時間数が3,400時間以上あること」の資格要件が明記された修了(見込)証明書であること) ・専修免許状または一種免許状の写し(出願資格⑧に該当する者のうち、昭和28年文部省告示第5号十に該当するもの)
	④研究計画書	本研究科所定の用紙

	出 願 書 類	摘 要
全 入 試 区 分 共 通	⑤検定料収納証明書貼付票	<p>「検定料収納証明書貼付票」裏面の「検定料支払方法のご案内」を参照の上、検定料30,000円を下記の期間内に払い込んでください。払込手数料が別途必要です。</p> <p>〔振込期間〕 前期：平成29年9月4日(月)～9月12日(火)16:30まで 後期：平成30年1月24日(水)～2月2日(金)16:30まで (上記期間外は払い込みできません。)</p> <p>「取扱明細書」または「取扱明細書兼領収書」の「収納証明書」部分を切り取り、「検定料収納証明書貼付票」に貼付した上で出願書類に同封してください。</p> <p>入学願書を受理した後は、いかなる理由があっても検定料は返還できません。</p> <p>※検定料免除について</p> <p>本学では、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故ならびに平成23年度以降において豪雨災害等の激甚災害で被災された方の経済的負担を軽減し、被災受験者の進学機会の確保を図るために、平成29年度に行われる全ての入試において、検定料免除の特別措置を行います。</p> <p><u>免除の条件については9ページの「13. 東日本大震災（原発事故含む）および激甚災害において被災された方に対する検定料の免除について」を確認してください。</u></p>
	⑥受験票等送付用封筒	本研究科所定の封筒に、志願者本人の郵便番号・住所・氏名を記入し、362円分の切手を貼ってください。
	⑦宛名票 (シール)	本研究科所定の用紙に、合格通知書を受けるところの郵便番号・住所・氏名を記入してください。

- (注) 1. 出願に当たっては、希望する研究指導教員に対して事前に相談をしてください。担当教員の海外研修等の理由により平成30年度に授業が開講されない場合があります。なお、連絡先等につきましては、本学ウェブサイトを参照するか、入試課まで問い合わせてください。
2. 研究科および教員の情報については、地域政策科学研究科ウェブサイト (<http://www.ads.fukushima-u.ac.jp/information/>) をご覧ください。
3. 日本語以外で書かれた証明書等を出願書類として提出する場合は、その日本語訳を必ず添付してください。
4. 日本国外に在住する志願者は、検定料の納入方法について、出願前のできるだけ早い時期に、本学入試課に問い合わせてください。

福島大学入試課 ☎024-548-8064 E-mail nyushi@adb.fukushima-u.ac.jp

出願する入試区分によるその他の提出書類（*は該当する者のみ提出）

	出 願 書 類	摘 要
一 般 入 試 (後 期)	⑧卒業研究 全文および要旨 (4,000～5,000字) (各5部)	出身（卒業見込）大学において単位を認定された（または認定見込みの）卒業研究および4,000字～5,000字で作成したその要旨（各5部）を提出してください。「卒業研究」とは、「卒業論文」「卒業レポート」等の名称による論文・レポート等をさし、志願者がひとりで書いたものとします。共同執筆の場合は⑨小論文により出願してください。
	⑨小論文（5部）	⑧に該当する卒業研究等を有しない者は、出身（卒業見込）大学において専攻したテーマに関連する内容について8,000～20,000字で作成した小論文（5部）を提出してください。志願者がひとりで書いたものとします。 【作成上の注意】 パソコン等で作成する場合は小論文の表紙または1枚目に1列の文字数と行数を記載してください（例：「1列40文字×40行で作成」）。

	出 願 書 類	摘 要
社 会 人 特 別 入 試	⑧小論文（5部）	入学後の研究計画に関連する任意のテーマについて8,000～20,000字で作成した小論文（5部）を提出してください。 【作成上の注意】 パソコン等で作成する場合は小論文の表紙または1枚目に1列の文字数と行数を記載してください（例：「1列40文字×40行で作成」）。
	⑨経歴および志願理由書	本研究科所定の用紙
	⑩社会人であることを示す証明書 *	出願資格(2)に該当する者は、定職に就いていることを証明する書類（例えば給与明細書、源泉徴収票、健康保険証、所得証明書、青色申告書等）の写しを提出してください。
	⑪研究業績および研究業績リスト *	研究業績のある者は、公刊された業績（写しでも可）とともに本研究科所定の用紙を用いた研究業績リストを提出することができます。なお、提出された研究業績は、原則として返却しません。 (注) 返却を希望する場合は、出願時に申し出てください。

	出 願 書 類	摘 要
社 会 人 特 別 推 薦 入 試	⑧経歴および志願理由書	本研究科所定の用紙
	⑨推薦書	本研究科所定の用紙（開封無効）
	⑩研究業績および研究業績リスト *	研究業績のある者は、公刊された業績（写しでも可）とともに本研究科所定の用紙を用いた研究業績リストを提出することができます。なお、提出された研究業績は、原則として返却しません。 (注) 返却を希望する場合は、出願時に申し出てください。

5. 試験日程等

(1) 試験日程

前期

入試区分	試験日時	試験科目	
一般入試	9:30~12:30	学力検査(筆記試験)	
	13:30~	面接	
社会人特別入試	平成29年10月4日(水)	学力検査(口述試験)・面接	
社会人特別推薦入試			9:30~
外国人留学生特別入試		9:30~11:30	学力検査(筆記試験)
		13:00~	面接

後期

入試区分	試験日時	試験科目	
一般入試	10:00~11:30	学力検査(筆記試験)	
	13:00~	学力検査(口述試験)・面接	
社会人特別入試	平成30年2月14日(水)	学力検査(口述試験)・面接	
社会人特別推薦入試			10:00~
外国人留学生特別入試		10:00~12:00	学力検査(筆記試験)
		13:00~	面接

(2) 試験会場

福島大学(福島市金谷川1番地)……本要項末の大学案内図を参照してください。

6. 選抜方法

【一般入試】

前期

入学者の選抜は、学力検査(筆記試験)および面接の結果を総合して行います。

試験	試験内容
学力検査 (筆記試験)	10~11ページの「一般入試筆記試験専門科目出題範囲一覧」から、次の①および②により2科目を選択してください。 <u>出願後、専門科目の変更は認めません。</u> ① 入学後に希望する履修分野において、研究計画に即した専門科目から1科目 ② その他の全専門科目(他履修分野を含む)から1科目
面接	提出された「研究計画書」等を中心に実施します。

後期

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験）および面接の結果を総合して行います。

試 験	試 験 内 容
学 力 検 査 (筆記試験)	10～11ページの「一般入試筆記試験専門科目出題範囲一覧」から、入学後に希望する履修分野において、研究計画に即した専門科目1科目を選択してください。出願後、専門科目の変更は認めません。
学 力 検 査 (口述試験)	提出された「卒業研究」とその要旨、または「小論文」に基づき、その内容に関して実施します。
面 接	提出された「研究計画書」等を中心に実施します。

(注) 研究指導教員は、17ページ以降の「授業科目の概要および担当教員」に掲げられている教員のうち区分欄に「*」印のついた教員が担当します。専門科目に対応する研究指導教員がない場合もありますので、十分確認のうえ専門科目を選択してください。

【社会人特別入試】

入学者の選抜は、学力検査（口述試験）および面接の結果を総合して行います。

試 験	試 験 内 容
学 力 検 査 (口述試験)	提出された「小論文」に基づき、その内容に関して実施します。
面 接	提出された「研究計画書」、「志願理由書」等を中心に実施します。

【社会人特別推薦入試】

入学者の選抜は、面接の結果に基づいて行います。

試 験	試 験 内 容
面 接	提出された「研究計画書」、「志願理由書」、「推薦書」等を中心に実施します。

【外国人留学生特別入試】

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験（小論文））および面接の結果を総合して行います。

試 験	試 験 内 容
学 力 検 査 (筆記試験)	日本語の資料を読み、設問に対して日本語で論述します。
面 接	提出された「研究計画書」等を中心に実施します。

7. 障害等のある入学志願者の事前相談

障害（学校教育法施行令第22条の3で定める障害の程度）等のある入学志願者で、受験上および修学上の配慮を必要とする場合は、出願の1か月前までに本学入試課まで申し出てください。

8. 合格者発表

前期 平成29年10月12日（木） 午前11時

後期 平成30年2月22日（木） 午前11時

合格者の発表は、本学入試課前の掲示板および本学ウェブサイトの「入試情報」（<http://nyushi.adb.fukushima-u.ac.jp/>）に受験番号を掲示するとともに、合格者には「合格通知書」を送付します。

電話による合否の問い合わせには応じません。

合格者発表当日は、インターネット回線が混雑するため、つながりにくい場合があります。

9. 入学手続および入学手続に係る留意事項

(1) 合格者は、下記期間に郵送により入学手続を完了してください。詳細は、合格者に送付する「入学手続の手引き」に記載します。

前期合格者 平成29年12月15日（金）～22日（金） 午後4時必着

後期合格者 平成30年3月7日（水）～15日（木） 午後4時必着

- (注) 1. 指定期日までに入学手続を完了しない場合は、合格者としての権利を失います。
2. 入学手続、諸会費等を記載した「入学手続の手引き」は、「合格通知書」とともに送付します。

(2) 入学辞退者の取扱い

入学手続完了後、特別な事情により入学を辞退する場合には、平成30年3月31日までに「入学辞退願」（様式は任意）を提出してください。

(3) 入学時の大学への納入金

入学料（予定額）	282,000円
----------	----------

- (注) 1. 上記の入学料は予定額です。入学料の改定が行われた場合は、改定時から新たな金額が適用されます。
2. 入学手続完了後に、入学を辞退した場合（留年等により入学資格を満たせなくなった場合を含む。）は、入学料の返還はできません。

(参考) 1. 授業料について

授業料は、入学後に口座引落により納入していただきますので、入学時に納入する必要はありません。なお、授業料の金額（予定額）は次のとおりです。授業料の改定が行われた場合は、改定時から新たな金額が適用されます。

授業料（予定額）	前期分	267,900円
	後期分	267,900円
	合計（年額）	535,800円

2. 諸会費について

入学時に必要となる入学料以外の諸会費（「学生会」「後援会」「同窓会」の会費等）については「入学手続の手引き」送付の際にお知らせします。

10. 入学料・授業料の減免について

経済的理由により入学料または授業料の納入が困難で、かつ、最終大学・学校等における学業成績が優秀と認められる場合には、選考のうえ入学料または授業料の減免が許可される制度があります。

11. 注 意 事 項

- (1) 社会人としての出願資格を有する者でも、一般入試で出願することができます。
- (2) 出願手続後は、提出書類の変更および入学検定料の返還はできません。

12. 入学志願者の個人情報保護について

本学では、提出された出願書類や入学試験により個人情報を取得します。取得した個人情報は、下記の目的でのみ利用し、その保護に努めます。

【利用目的】

- ア 入学者選抜に関する業務（統計処理等の付随する業務を含む）に利用します。
- イ 入学手続完了者にあつては、入学後の修学指導業務、学生支援業務および授業料徴収業務に利用します。また、入学料免除、授業料免除および各種奨学金申請（応募）者にあつては、入学試験の成績等を当該免除者または奨学金貸与者の選考判定等に利用する場合があります。

13. 東日本大震災（原発事故含む）および激甚災害において被災された方に対する検定料の免除について

本学では、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故、および平成23年度以降において豪雨災害等の激甚災害で被災された方の経済的負担を軽減し、被災受験者の進学機会の確保を図るために、平成29年度に行われる全ての入試において、検定料免除の特別措置を下記のとおり行います。

(1) 対象者

次のいずれかに該当すると認められた平成29年度の本学入学志願者については、検定料を全額免除します。

- ① 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、本人または主たる家計支持者が居住していた家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災と認定された方
- ② 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者が死亡または行方不明となった方
- ③ 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて設定された「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」に平成23年3月11日時点で本人または主たる家計支持者が居住していた方で、これに伴い避難を余儀なくされた方

上記免除対象者の詳細については以下の表をご確認ください。

区 分	検定料免除の可否（可は○、否は×で示しています）				
	全 壊	大規模 半壊	半 壊	流 失	一部損壊
①家屋の全・半壊	○				×
②主たる家計支持者が 死亡または行方不明	主たる家計支持者				主たる家計支持者以外
	○				×
③原発事故による影響	警戒区域	計画的 避難区域	緊急時避難 準備区域	特定避難 勧奨地点	それ以外の地域
	○				×

注：区域については、再編前の区域としています。

(2) 必要書類

検定料免除を申請するにあたって必要な書類は以下のとおりです。

① 検定料免除申請書（本要項に添付された指定の様式）

② 次に挙げる証明書のいずれか一つの写し

上記(1)対象者の①に該当する場合、「市町村長が発行する罹災証明書」

上記(1)対象者の②に該当する場合、「主たる家計支持者の死亡または行方不明を確認できる書類」

上記(1)対象者の③に該当する場合、「避難している（いた）ことが確認できる書類」（自己申立書でも可）

(3) 必要書類の提出方法と提出期間

出願期間中に書類と合わせて提出してください。

検定料免除申請を行う場合は、出願時に検定料を払い込まないでください。また、「検定料収納証明書貼付票」の提出は不要です。

14. 一般入試筆記試験専門科目出題範囲一覧（平成30年度）

●印は、専門科目出題対象外になります。

履修分野	専門科目名	出題範囲	研究科対応授業科目
地方行政	行政学	行政学，地方自治に関する基礎知識とその理解を問う。	国家と行政 1
	地方行政論	戦間期（WW I～WW II）における地域社会の現実と行政課題について概括的に問う。	国家と行政 2
	現代政治論	政治学の基礎的知識および概念について。	社会と政治 1
	政治過程論	政治変動にかかわる諸理論の習熟度を問う。	比較政治
	●国際政治論	国際政治学の基礎的な知識を問う。	国際社会と政治
	地方政治論	日本の地方政治の基礎・基本的事項，住民の自治の歴史，地方選挙，二元代表制，ポピュリスト首長，地方議会改革などについて問う。	地域社会と政治
	地方自治法	地方自治法に関わる基本的知識を問う。	地域社会と法 1
社会経済法	法社会学	法社会学の基礎理論についての知識を問う。	社会と法
	労働法・社会保障法	労働法および社会保障法に関する基礎知識とその理解を問う。	労働・社会保障と法
	●企業取引法	商法総則・商行為法・会社法・保険法の基本問題について問う。	企業と法 2
行政基礎法	憲法	憲法に関する基礎知識とその理解を問う。	国家と法 1・2
	行政法	行政作用法・行政救済法の総論に関する基礎知識とその理解を問う。	国家と法 3・4
	民法（財産法）	民法の財産法分野（第1編から第3編）における基礎的知識・理解を問う。	市民と法 1・2・3
	民法（家族法）	民法の家族法分野（第4編・第5編）における基礎的知識・理解を問う。	
	民事訴訟法	民事訴訟法に関する基礎的知識の理解力を問う。	紛争処理科学と法
	刑法・刑事裁判法	刑法・刑事訴訟法の基礎知識および刑事政策に関する基本的理解を問う。	地域社会と刑事法
	国際法	国際法に関する基本的知識と理解を問う。	国際社会と法 1

履修分野	専門科目名	出題範囲	研究科対応授業科目
社会 計 画	社会計画論	社会計画の概念、歴史、対象と手法に関する基本問題。	地域社会と社会計画 2
	地域環境論	地域環境問題の理解と解決における社会科学的アプローチの基礎知識と現代的意義について問う。	地域社会と環境
	地域福祉論	地域福祉の理念等に関する基本的知識、および近年の実践活動や動向についての理解を問う。	地域社会と社会福祉 2
	社会調査論	社会調査の考え方および量的・質的調査の実施に関わる知識を、地域社会研究との接点で問う。	地域社会と社会調査
	社会学原論	社会学理論の主たる概念についての基礎知識を問う。	社会の基礎理論
	地域社会学	地域社会の視座と展開に関する基本的知識を問う。	地域社会総論
	メディア論	メディア研究に関する基本的な知識を問う。	地域社会とコミュニケーション
地 域 文 化	地域史	日本近代史に関する基本的理解および史料の読解能力を問う。	地域社会と歴史 1
	文化史	日本中世史・中世文化史に関する基本的理論を問う（問題には史料読解を含む。）。	地域社会と歴史 2
	考古学	日本を中心とする世界の考古学、および考古学の方法と理論に関する基礎知識。	地域社会と歴史 3
	ジェンダー論	社会の中の諸領域・諸問題（労働、家族、災害等）における、ジェンダー／セクシュアリティにかかわる基礎的理論、および現実分析について。	地域社会とジェンダー
	社会教育論	社会教育を中心に広く生涯学習の理論、歴史、法制、計画、実践等の専門基礎知識。	地域社会と教育 1
	情報社会論	情報化にかかわる社会理論および現代社会における情報化の現状についての基本的知識。	社会と情報 1
	言語文化論Ⅱ	日本語、英語の「標準語」成立の過程をテーマに、国際社会の言語と文化の理解を問う。	国際社会の言語と文化 1
	国際文化交流論Ⅰ	オーストラリアと日本の交流史がどのように発展してきたかについて、基礎的な知識を問う。	国際社会の言語と文化 2
	言語文化論Ⅰ	記号概念および言語と文化の関わりについて、基礎的な知識と問題関心のありようを問う。	国際社会の言語と文化 3
	欧米文化論Ⅲ	アメリカ文化の諸特徴（移民と同化、宗教；階級・性との関連等）について理解を問う。	国際社会の言語と文化 4
欧米文化論Ⅰ	フランスの芸術、思想、文化一般に関する基礎知識（特に19-20世紀）について問う。	国際社会の言語と文化 6	
欧米文化論Ⅱ	欧米の英語圏の文化について学ぶ上で必要な基礎知識およびその理解を問う。	国際社会の言語と文化 8	

Ⅱ. 福島大学大学院地域政策科学研究科（修士課程）案内

1. 地域政策科学研究科の目的

地域政策科学研究科は、本学行政政策学類の教育・研究の学際性、多様な研究領域の有機的結合による利点を活かし発展させて、地域の多様な政策的課題に対応した研究と教育をとおして、時代の進展と地域社会の要請により一層高度なレベルで積極的に対応しうる人材の養成を目的としています。

なお、本研究科は、昼夜開講制を採り、一定数の社会人も受け入れる道を積極的に開き、社会人の専門的能力の一層の向上を図ることを通じて、地域社会の発展に寄与することを目指しています。

(注) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例による教育の実施について

大学院設置基準（文科省令）第14条では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、社会人等の就学に配慮がなされています。

本研究科では、大学院での履修を希望する社会人の期待に応えるべく、昼夜開講制を採り、原則として、夜間の2時限（18時00分～19時30分および19時40分～21時10分）に設定された授業の履修によっても課程修了に必要な全単位（30単位）を履修できるよう配慮しています。

2. 本研究科の概要・特色

(1) 本研究科は行政政策学類の教育・研究の学際的特徴を活かし、地域の社会的要請に対応しうる高度でユニークな大学院教育の達成を期するため「地域政策科学専攻」を設置しています。

本専攻では、地域社会に潜在し、あるいは顕在化している諸問題を把握し、政策課題として形成し、それらの具体的な政策課題について、政治・行政の諸過程における政策決定、政策の実施方策、政策評価等の政策過程を考究します。

これら一連の政策過程のうち、まず、政治・行政の諸過程における政策課題の考究については、変動しつつある地域行政の学問的課題に対応するため、政治学・行政学・憲法学・行政法学等のより高度な履修を通じ、基礎理論の修得を踏まえつつ、政治過程、行政過程、地方自治、公務員法制等の諸側面から多面的・具体的な考察を加えることを目的としています。

また、地域住民における自治意識の涵養が不可欠であることから、地域の歴史や社会教育に関する科目を配置するとともに、国際的視野からの地域把握のため、国際政治や国際法に関する科目を配置しています。

さらに、地域社会における諸問題の把握、政策課題への形成については、現在の全体社会の中における地域社会の位置と役割、その構造・変動・発展と地域住民生活に関する社会学的認識の修得並びに前述の政治・行政の諸過程の考察を根底に置いています。その基盤の上に立って、社会計画＝地域計画の視点と社会調査に基づく実証研究を通じて、地域開発と環境、地域住民生活やその組織化、地域の福祉、地域社会におけるアメニティ、住民の生活文化、地域の伝統文化や文化財保護等に関する政策過程に関わり、かつ、それを実施に移しうる専門的能力の養成を目的としています。

(2) 本専攻は、有機的関連をもった科目群からなる次の5つの履修分野によって構成されます。

① 地方行政

行政学・政治学の基礎理論および地方自治体の行政を具体的な制度や実態に即しながら法的・政治的側面から研究する科目群

② 社会経済法

地域社会における社会的・経済的諸問題を法的側面から具体的に研究する科目群

③ 行政基礎法

地域の行政の基礎となっている法制度を理論的かつ具体的に研究する科目群

④ 社会計画

社会の基本構造およびそれに基づく地域社会の構造・問題把握を踏まえ、地域社会の再建、活性化に不可欠な社会計画について、特にそれを政策化する視点から研究する科目群

⑤ 地域文化

地域の生活を基礎とする地域社会の諸側面を、地域文化として総括する方法について研究するとともに、社会情報について理論的かつ実証的に研究する科目群

(3) 学生の具体的履修は、学生の研究計画に即して、各履修分野の指導教員の担当する演習に参加し、自分の研究テーマに関連する科目を履修しつつ、学位論文等を作成することになります。

また、地域行政や政策立案に関するリアルな授業科目として、「地域特別研究」を配置し、複数の履修分野からなる教員の指導のもとで、特定の地域社会を対象とする現地調査等を実施し、当該地域社会の当面する課題の解決方途を具体的に研究します。

(4) 「政策課題プログラム」について

本研究科では、院生の体系的な履修を促進するために、平成24年度から、特定のテーマについて、「履修分野」を超えて重点的に学ぶ「政策課題プログラム」を導入しています（平成30年度は開講未定）。

「政策課題プログラム」は修士課程修了の要件ではありませんが、履修者には、「プログラム修了証」が交付されます。

3. 教育方法

(1) 履修方法

入学後、研究指導教員の指導を受け、研究課題を定め、研究課題に即して授業科目を履修します。また、研究指導教員の担当する演習に参加し、学位論文の作成等に必要な指導を受けます。

修了に必要な単位数は、研究指導教員の担当する演習8単位、学位論文6単位、授業科目16単位（(2)履修基準の表に記載する各区分の単位数を満たしていること）、計30単位です。

(2) 履修基準

区 分	基 準	分 類	修了要件 単 位 数
必 修	履修分野の演習 I～IV	必修	8
	学位論文（またはそれに替わるもの）	必修	6
基 盤 科 目	基礎的な科目群から 1 科目以上	選択必修・自由	2
選 択 必 修	履修分野の授業科目から 1 科目	選択必修	2
応 用 科 目	応用的な科目群から 1 科目以上	選択必修・自由	2
自 由 科 目	その他すべてから 5 科目以上	自由	10
計			30

- ① 基盤科目とは、地域政策科学入門・行政政策学類専門科目（研究指導教員が認めた場合）をいいます。研究指導教員が認めた場合、基盤科目は自由科目で代替することができます。
- ② 行政政策学類専門科目を修了要件に含める場合は上限を 4 単位とします。
- ③ 応用科目とは、地域特別研究・副演習をいいます。
- ④ 基盤科目および応用科目で、修了要件単位数を超えて修得した単位は、自由科目に読み替えます。
- ⑤ 「自由」とは自由科目として修了要件単位数にカウントされることを示します。

(3) 開設授業科目および単位数

履修分野	演習，学位論文および単位数		授業科目および単位数	
地 方 行 政	地方行政演習（Ⅰ）	2	国家と行政1	(西 田) 2
	地方行政演習（Ⅱ）	2	国家と行政2	(荒木田) 2
	地方行政演習（Ⅲ）	2	地域社会と行政	
	地方行政演習（Ⅳ）	2	社会と政治1	(中 川) 2
	学位論文	6	社会と政治2	
			比較政治	(大 黒) 2
			国際社会と政治	(黒 崎) 2
			地域社会と政治	(功 刀) 2
			地域社会と法1	(垣 見) 2
			地域社会と法2	
			地域社会と法3	
			地方行政特殊研究	
社 会 経 済 法	社会経済法演習（Ⅰ）	2	社会と法	(塩 谷) 2
	社会経済法演習（Ⅱ）	2	労働・社会保障と法	(長谷川) 2
	社会経済法演習（Ⅲ）	2	企業と法1	
	社会経済法演習（Ⅳ）	2	企業と法2	(福 島) 2
	学位論文	6	経済と法	
			社会経済法特殊研究	

履修分野	演習, 学位論文および単位数		授業科目および単位数	
行政基礎法	行政基礎法演習 (Ⅰ)	2	国家と法1	(阪本) 2
	行政基礎法演習 (Ⅱ)	2	国家と法2	(金井) 2
	行政基礎法演習 (Ⅲ)	2	国家と法3	(清水) 2
	行政基礎法演習 (Ⅳ)	2	国家と法4	(上床) 2
	学位論文	6	市民と法1	(富田) 2
			市民と法2	(中里) 2
			市民と法3	(山崎) 2
			紛争処理科学と法	(金) 2
			地域社会と刑事法	(高橋(有)) 2
			国際社会と法1	(鈴木(め)) 2
			国際社会と法2	2
			行政基礎法特殊研究	2
	社会計画	社会計画演習 (Ⅰ)	2	地域社会と社会計画2
社会計画演習 (Ⅱ)		2	地域社会と環境Ⅰ	(西崎) 2
社会計画演習 (Ⅲ)		2	地域社会と環境Ⅱ(※)	(西崎) 2
社会計画演習 (Ⅳ)		2	地域社会と社会福祉1	2
学位論文		6	地域社会と社会福祉2	(鈴木(典)) 2
			地域社会と社会調査	(今西) 2
			社会と生活	2
			社会と社会科学	2
			社会の基礎理論	(加藤) 2
			社会の構造と階層	2
			地域社会総論	(川端) 2
			地域社会とコミュニケーション	(新藤) 2
			地域社会とスポーツ	2
			地域社会と社会心理	2
		社会計画特殊研究	2	
地域文化	地域文化演習 (Ⅰ)	2	地域社会と歴史ⅠⅠ	(徳竹) 2
	地域文化演習 (Ⅱ)	2	地域社会と歴史ⅠⅡ(※)	(徳竹) 2
	地域文化演習 (Ⅲ)	2	地域社会と歴史ⅡⅠ	(阿部) 2
	地域文化演習 (Ⅳ)	2	地域社会と歴史ⅡⅡ(※)	(阿部) 2
	学位論文	6	地域社会と歴史ⅢⅠ	(菊地) 2
			地域社会と歴史ⅢⅡ(※)	(菊地) 2
			地域社会とジェンダー	(高橋(準)) 2
			地域社会と教育1	(浅野) 2
			地域社会と教育2	2
			社会と情報1	(佐々木) 2
			スポーツと文化	2
			国際社会の言語と文化1	(坂本) 2
			国際社会の言語と文化2	(村上) 2
			国際社会の言語と文化3	(久我) 2
			国際社会の言語と文化4	(後藤) 2
			国際社会の言語と文化5	2
			国際社会の言語と文化6	(田村) 2
		国際社会の言語と文化7	2	
		国際社会の言語と文化8	(照沼) 2	
		国際社会の言語と文化9	2	
		地域文化特殊研究	2	
共通科目			地域政策科学入門	2
			地域特別研究Ⅰ	2
			地域特別研究Ⅱ	2
全分野	副演習 (Ⅰ)	2		
	副演習 (Ⅱ)	2		
	副演習 (Ⅲ)	2		
	副演習 (Ⅳ)	2		

(注) 1. ()内は担当教員です。ただし、教員の海外研修等の理由により、平成30年度には開講されないこともあります。
2. 授業科目に(※)が付いているものは、教職修得希望者(専修免許状)として登録した者のみ受講可能です。

4. 長期履修学生制度について

本学大学院では、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨申し出たときは、申請内容を審査のうえ、その計画的な履修を認める制度を設けました。なお不明な点は下記(5)へお問い合わせください。

- (1) 「職業を有している等の事情」とは、次のいずれかに該当することをいいます。
 - ① 定職を有すること
パート・アルバイトに関しては、週20時間以上、勤務している者を含みます。
 - ② 主婦（夫）等として家事労働に従事していること
近親者の介護・育児は、家事労働に含まれます。
- (2) 「一定の期間にわたり」とは、本学では、計画的な履修を認められた学生を「長期履修学生」とし、また、その認められた履修期間を「長期履修期間」といいます。
本学の長期履修期間は
 - ① 入学時から長期履修学生として認められた者……4年または3年
 - ② 2年次から長期履修学生として認められた者……2年と定められています。
- (3) 在学年限について
最長4年間在学することができます（一般学生と同じ期間）。
- (4) 授業料について
一般学生の2年（標準修業年限）分の授業料で、長期履修期間在学することができます。支払うべき年額は、一般学生が在学中に支払うべき総額を、認められた年数で分割した金額となります。また、一般学生と同様に在学中に授業料が値上げされる場合があります。なお、長期履修期間を超えて留年した場合、留年分の授業料は一般学生と同額の年額を支払うこととなります。
- (5) 長期履修学生制度についての問い合わせ先
福島大学教務課 ☎ 024-548-8255 E-mail kyoum2@adb.fukushima-u.ac.jp

5. 学位の授与

本研究科に2年以上在学し、履修基準に基づき30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、学位論文の審査および最終試験に合格した者には、修士（地域政策）の学位を授与します。

6. 教育職員免許状

すでに、中学校教諭一種免許状（社会）を有している者は、本研究科において、教育職員免許法および同施行規則（以下「免許法等」という。）に定める所定の単位を修得すれば、中学校教諭専修免許状（社会）を取得することができます。

すでに高等学校教諭一種免許状（社会）を有している者は、免許法等に定める所定の単位を修得すれば、高等学校教諭専修免許状（地理歴史）または高等学校教諭専修免許状（公民）を取得することができます。また、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（公

民)を有している者は、免許法等に定める所定の単位を修得すればそれぞれ、高等学校教諭専修免許状(地理歴史)、高等学校教諭専修免許状(公民)を取得することができます。

7. 授業科目の概要および担当教員

(注) 担当教員の海外研修等の理由により、平成30年度には開講されないこともあります。

「区分」欄の印については以下のとおりです。

- ・「*」印のついた教員は、研究指導教員です。
- ・「△」印のついた教員は、平成31年3月退職予定教員です。(該当者なし)
- ・「○」印のついた教員は、平成32年3月退職予定教員です。
- ・「◎」印のついた教員は、平成33年3月退職予定教員です。(該当者なし)
- ・「☆」印のついた教員は、平成30年度は研究指導教員にはなりません。

【履修分野：地方行政】

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
* △	国家と行政 1	准教授 西田 奈保子	今日の行政活動を分析するためのアプローチを学ぶ。中央-地方関係、自治体間関係、自治体-住民間関係といった観点から現実社会の様相を読み解き、制度・政策の課題を検討する。この科目は、参加者による基礎文献の講読と参加者の報告・議論で構成する。
* △	国家と行政 2	准教授 荒木田 岳	国家の諸制度の生成・確立、ないし消滅を分析するために、「国制史」という方法がある。本講義では、この方法を利用して「国家」と「自治体」の概念史を検討する。上記の作業を通じて、通常「国民国家」として一括されるものの内部における多様性、さらには、国家観・自治観の多様性の根拠を探ろうと考えている。
* △	社会と政治 1	教授 中川 伸二	複雑性と不透明性を増大させる現代社会において、政治はいかなる役割と位置を占め、政治学には何が求められているのか。本講義では、近代以降政治の理解・把握のためになされてきた数多くの思想的営為、理論化作業に目を向け、その中から現代の政治分析においても共有されるべき論点を抽出し、考察する。
* △	比較政治	准教授 大黒 太郎	世界各地での民主化へのうねり、日本など先進各国での「政治改革」の試み、福祉国家の再編や労働政治の変容、新しい社会運動の登場など、現代政治のカレントなテーマは、「政治変動」という視点から分析する手法が有効である。本講義では、前期に「政治変動」に関する諸理論の綿密な検討を行った後、受講者が抱えるテーマにこうした理論を適用することで、実証分析の先鋭化と既存理論の精緻化を同時に試みることにする。
* ☆	国際社会と政治 (平成30年度は出題対象とはなりません)	准教授 黒崎 輝	国際政治の分析手法を学ぶ。グローバル時代を迎えますますます複雑化する国際関係をどう読み解いていけばよいのか。この難題に答える手がかりを国際政治学に求め、国際政治の分析手法を解説したテキストと研究論文を講読する。授業はテキストの内容に基づいたディスカッションを中心に進める。国際政治を理解するために不可欠な基礎知識を学びながら、国際政治の見方・考え方を習得することを目指す。

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
* ○	地域社会と政治	教授 切刀俊洋	革新自治体の歴史をテーマに、戦後日本の地方政治を考察する。1950～80年代の知事・市長選挙のデータを分析して、革新自治体の全体的な特徴をつかんだうえで、1960年代の前史、1970年代の全盛期、1980年代の後史について検討し、その登場と退場といった変化が地方政治の構造変化といかに関連しているか考えてみる。もう一つのテーマとして、橋下徹の大阪府政・市政の諸問題（教育委員会、首長党による議会征服、大阪維新の会の地域政策、広域連合、大阪都構想、選挙と住民投票で決める政治）を取り上げることもできる。
*	地域社会と法1	教授 垣見隆禎	周知のように、2000年4月より「地方分権一括法」が施行された。これが地域社会におよぼす影響は現時点では未知数であるが、国と自治体の関係にひとつの転機をもたらすものであることは間違いない。本講義では、旧法との異同に留意しながら「改正」地方自治法の問題点について、検討することを主要な課題としたい。
	地方行政演習（Ⅰ）	*のついた全教員	地域の政治および行政の基礎理論を踏まえて、地方行政における具体的課題の発見、政策の形成・提言、政策の評価について研究する。
	地方行政演習（Ⅱ）	*のついた全教員	
	地方行政演習（Ⅲ）	*のついた全教員	地域の政治および行政の諸課題や理論のなかから、国家と行政、地域社会と行政、国際社会と政治、地域社会と政治、地域社会と法等の各分野に関連する特定のテーマについて、重点的に研究する。
	地方行政演習（Ⅳ）	*のついた全教員	

【履修分野：社会経済法】

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
*	社会と法	教授 塩谷弘康	現代福祉国家は、その政策目標を達成するために、さまざまな社会領域に介入し、法の支配は拡大の一途を辿っている。しかし、その一方で、家庭、学校、職場、地域社会などのいわゆる部分社会にも、国家法とは異なる独自の論理と構造をもった「法」が存在し、われわれの実際の行動を規制している。本講義では、社会に存在する「法」をあるがままの存在として捉え、国家法とのかかわりの中で、その生成・発展・消滅の法則を探っていきたい。
*	労働・社会保障と法	准教授 長谷川珠子	労働法・社会保障法にかかわる諸問題のなかでも、雇用差別禁止法について検討する。日本的雇用慣行が変容し、女性や高齢者、障害者などのこれまで周辺的な労働力と考えられていた人達が労働力として中心的な役割を果たすようになってきた今日において、性、年齢または障害などを理由とする雇用差別を規制する必要性が高まっている。本講義では、労働法および社会保障法についての知識がある程度備わっていることを前提に、雇用差別禁止法についてその規制の在り方を検討する。 なお講義は、受講生による報告と討論を前提として運営される。
* ☆	企業と法2 (平成30年度は出題対象とはなりません)	教授 福島雄一	保険制度は、地域の福祉や各種の被害者の救済という面などで、あるいは補完的あるいは主体的に重要な役割を果たしている。そういう意味では、現在まさに保険の時代とも言えよう。そして、この時代を担う保険者は様々な保険商品を開発・販売しているが、その約款は消費者との間に紛争を生じることもしばしばない。本講義では、このような保険制度の法理論上の諸問題を研究する。

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
	社会経済法演習（Ⅰ）	*のついた全教員	地域における労働社会問題および地域経済・産業上の諸問題にかかわる法的な側面からの基礎理論的な研究を行う。
	社会経済法演習（Ⅱ）	*のついた全教員	
	社会経済法演習（Ⅲ）	*のついた全教員	地域における社会的・経済的諸問題の法的側面の基礎理論的研究をふまえて、その特定テーマに関して、より具体的に社会法、商法、経済法理論上の深化した研究を行う。
	社会経済法演習（Ⅳ）	*のついた全教員	

【履修分野：行政基礎法】

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
*	国家と法 1	准教授 阪本尚文	代表民主制がその誕生以来うちに含んできた困難を検討する。さしあたり、現代フランスで代表民主制について最も犀利な歴史的分析を展開してきた論者のひとりである Pierre Rosanvallon の著作のうち、 <i>Le Modèle politique français. La société civile contre le jacobinisme de 1789 à nos jours</i> , Seuil, 2004 を講読することを予定している。ただし、受講生と相談のうえ、今日第一線で活躍している憲法学者のモノグラフィー（蟻川恒正『憲法的思惟』、創文社、1994年；石川健治『自由と特権の距離 [増補版]』、日本評論社、2007年など）にテキストを変更することもあり得る。個人報告の希望がある場合は、適宜その機会を提供したい。
*	国家と法 2	准教授 金井光生	憲法の統治機構編に相当する範囲を内容とする。国家・市民社会の近代的二分法に加え、公共圏の観点も取り込みつつ、近代の Recht 概念と国制をめぐる原理的な探究を行う。とりわけ、国制論としての憲法学から、政治哲学的な人権論へと変遷した現代の憲法学における法学的国家論の不在を自覚的に問い直すことにより、統治機構論の照射としての人権論の深い理解へも繋がるような作業を進めてゆきたい。本講義は、参加者の基礎文献講読と報告・議論によって成立する。
*	国家と法 3	准教授 清水晶紀	行政法にかかわる諸問題を検討する。現時点の候補としては、原子力災害対策に関わる法制度を素材に、原子力災害対策行政とその法的統制のあり方を検討していく予定である。ただし、受講生の問題関心を踏まえて最終的に講義内容を決定したいと考えているため、受講生の希望によっては、異なるテーマを検討することも、また、外国法研究や判例研究を行うこともある。いずれにしても、伝統的な法律学の議論に加え、隣接諸科学との関係を踏まえた包括的な検討を行っていきたい。なお、本講義は、受講生による報告と討論を前提として運営される。
	国家と法 4	准教授 上床悠	政策と法との関係について、具体的には、法律によって規定された政策を実際にどのように実現していくのかという問題について考えていく。その手掛かりとしては、法律の逐条解説を座右に置きながら、各種個別法を細かく読み、各回毎に章や節を単位として解釈・検討していくこととする。最近逐条解説が刊行された法には、介護保険法、保険業法、鳥獣保護法、墓地埋葬法などがある。なお、参加者各自が現場での実務の様子や課題の有無につき、インタビュー等を活用した事例研究をし、それに基づく報告をしていただくということは大歓迎である。

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
* ○	市民と法 1	教授 富田 哲	<p>現代の行政は、消費者保護をはじめ、市民生活に直接・間接にかかわる部門が増大し、従来の登記、戸籍等に限られてきた民事行政部門は、きわめて多様化してきている。また自治体は、土地問題・環境問題などの政策課題をかかえ、さらに、請負・売買・賃貸借等の契約関係または不法行為等にもとづく損害賠償など広く私法的関係の一方の当事者として現れている。したがって、市民法（私法）上の権利関係を、政策とのかかわりで、研究をすすめていくことが要請されている。</p> <p>本講義は、福島大学サテライト街なかランチ舟場（福島市舟場町）を利用して、夜間の時間帯に、最近の民事判例を取り扱う研究会方式にて行う。本講義には毎回、福島市で開業されている弁護士の先生にも参加していただき、研究者と実務家の双方の視点から、民法上の問題点を検討していくことにしたい。</p> <p>その他、民事法の各分野につき授業を行う用意がある。</p>
*	市民と法 2	准教授 中里 真	<p>本講座は、一冊の論文集を題材にして現代的な法的問題点の知見と理解を深めることを目的とする。講座の進行方法は、毎回受講者にそれぞれ担当箇所を要約してもらい、皆でその内容について検討を行う報告・討議方式である。現時点では、民法（特に財産法分野）に関する記念論文集などを題材とする予定であり、受講者が、民法の財産編についての履修を終えていることを前提とする。もっとも、教材に関しては各々の研究に寄与するためにも、受講者の問題関心を重視し、外国法領域（ドイツ法・英米法など）を含めて変更する用意もある。</p>
*	市民と法 3	准教授 山崎 暁彦	<p>本講義では、これまでに習得した民（事）法の基本知識を、事例演習・判例演習等を通してアウトプットしていくことを中心とする。特に判例演習では、消費者法・医事法等の発展的で今日的な法律問題を扱い、教養としてのみならず、生ける法へアプローチするための法的思考を獲得することを目的とする。他方で、現在議論されている債権法改正等の立法論の動向、あるいは、私法における法学方法論などに関する諸文献を購読し、民事法学の多様性を知ってもらうよう努めたいと思う。講義は、受講生の報告および討議を軸に構成する。</p>
*	紛争処理科学と法	准教授 金 炳学	<p>民法・会社法などによって定められた具体的権利を実現するための民事手続諸法（民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、破産法、民事再生法、ADR基本法など）の日本における近年の立法・改正・判例などを基本題材としつつ、ドイツ民事訴訟法および韓国民事訴訟法などとの比較法・基礎的研究を行う。受講を希望する方は、学部（学類）講義において、民事法学の基礎、特に、民事裁判法の履修をすすめていることを前提とすること。講義は、受講生の報告を基本として行う。</p>
*	地域社会と刑事法	准教授 高橋 有紀	<p>犯罪や刑罰、刑事司法、犯罪者処遇、更生保護など、刑事法の解釈や国内外の刑事政策にかかわる分野について、受講生の興味・関心に応じて広く検討する。特に近年、犯罪や非行をした者の立ち直りや、犯罪の被害者あるいは加害者家族への支援において、地域の福祉や行政機関、NPO等が果たす役割の重要性が指摘されていることにかんがみ、伝統的な「法解釈」の枠にとらわれず、地域社会の課題としての刑事法・刑事政策のあり方を多角的に考察することを目的としている。</p>

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
*	国際社会と法 1	准教授 鈴木 めぐみ	現在、国際社会は、様々な分野において一層緊密な協力関係が構築されてきている反面、国際的な摩擦が増大し、世界各地で民族紛争や内戦が頻発している。そのような中で、国際法は、それを適用することにより国際紛争を解決すること、および国際社会における共通の利益を実現することが期待されている。講義は、英・仏の基本とされる概説書の講読、テーマを設定した報告を中心とし、国際法が国際社会で現に果たしている役割を検討していく。
	行政基礎法演習（Ⅰ）	*のついた全教員	地域の行政にかかわる法的諸問題について、国家・市民・国際社会の側面からの基礎的研究を行う。
	行政基礎法演習（Ⅱ）	*のついた全教員	
	行政基礎法演習（Ⅲ）	*のついた全教員	地域の行政をめぐる法的諸問題のなかの特定テーマについて、憲法、行政法、民法等の基礎法的観点から、並びに国際法的観点からのより具体的な研究を行う。
	行政基礎法演習（Ⅳ）	*のついた全教員	

【履修分野：社会計画】

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
*	地域社会と社会計画 2	教授 岩崎 由美子	本講では、持続可能な地域社会形成に向けた社会計画の役割と課題について検討することを目的とする。なかでも過疎・高齢化が進行する農山村集落に焦点を当て、地域の課題解決のために策定される地域社会計画の内容、その策定・実施・評価のプロセス、上位の行政機関の政策との関連性や影響等について具体的な事例をもとに考察する。計画過程における多様な主体の「参画」の在り方に重点を置き、地域住民、NPO、大学等の連携による地域マネジメントや行政支援の実態、今後に向けた課題について文献輪読や現地調査等を通して検討を加えていきたい。
*	地域社会と環境	教授 西崎 伸子	本講義では地域環境問題を人文・社会的に研究するための視点とアプローチを検討する。おもに環境社会学的理論の変遷と近年の傾向を修得したうえで、発展途上国や先進国で行われている環境問題を解決することを目指した様々な理論や実践を批判的に検討する。
*	地域社会と社会福祉 2	教授 鈴木 典夫	現代の地域における生活問題の社会的要因と性格を明らかにし、福祉コミュニティの在り方を問う。そして、その福祉コミュニティの形成をはかるための、住民の組織化・住民参加活動を検討する。また、多元化する福祉制度の運営や、それらの連携についても検討しながら、実践現場での諸課題を明らかにし、当事者や住民にとっての地域福祉の展開方法をさぐる。
*	地域社会と社会調査	教授 今西 一男	地域社会における諸問題を各種計画により解決しようとするとき、社会調査はその基本的視点を提示する手だてとなる。また、社会調査を通して地域社会の構造的な理解を試みることは、より豊かな地域社会の形成に向けて実践すべき課題である。そこで本講義では、地域政策への還元までを意図した社会調査の理論・方法について検討することを主な目的とする。実際に各種の社会調査を設計・実施するとともに、文献輪読や既存の社会調査事例分析なども通して、具体的に考えたい。

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
*	社会の基礎理論	教授 加藤 眞 義	社会的な世界は、それがどんなにマクロな次元のものであっても、個々人の行為と行為との結びつきから成り立っている。本講義では、受講生の関心にあわせて、幾つかの古典理論、現代理論を検討することをとおして、社会的行為のなりたちと行為と行為との接続のしくみについて考察していきたい。その作業をとおして、地域という生活の場において問題解決志向的な営みを模索する際の足掛かりを求めたい。
*	地域社会総論	准教授 川 端 浩 平	グローバル化する今日の地域社会について理解しようとする時、地域社会やそこで生活する人々が開かれている時空間への想像力が決定的に重要となる。本科目では、地域社会学の視座と展開を出発点としつつも、それを越境的な視点から批判的に捉え返すことにより、アクチュアルな問題として地域社会を考察することをめざす。特に、地域社会の多文化化と共生の実践に着目しつつ、地域社会を読み解くオルタナティブな視点を得ることが最終目標となる。
*	地域社会とコミュニケーション	准教授 新 藤 雄 介	本講で取り扱うコミュニケーションとは、マス・コミュニケーションである。マス・コミュニケーションの発達には、情報の伝達を地域社会の枠組を超えて可能にするシステムを作り上げた。これによって、地域社会をより広い社会へと接続させることを可能にした一方で、中央と地方という階層構造を強化させることにもなった。特に、メディアとの関係から、地域社会の関係を捉えていくこととする。
	社会計画演習（Ⅰ）	*のついた全教員	現代の都市・農村地域社会の構造および変動要因等に関する社会学的認識を踏まえ、地域の自然、生活、産業経済上の諸問題や高齢化のもとの地域福祉問題等を積極的に把握し、解決課題を考察する。
	社会計画演習（Ⅱ）	*のついた全教員	
	社会計画演習（Ⅲ）	*のついた全教員	
	社会計画演習（Ⅳ）	*のついた全教員	
			高齢化、情報化、国際化等による社会構造上の変化や諸相を析出し、そこで顕在化した地域問題解決のための方向性や諸政策の立案・調整・総合計画化について、理論的実証的に考究する。

【履修分野：地域文化】

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
*	地域社会と歴史 1	准教授 徳 竹 剛	日本では明治維新後、中央集権的な国家が形成され近代化が推し進められていった。インフラ整備も進展し経済活動も活発化していく。こうした近代日本形成期において、地域社会がどのような課題を抱え、それに対応しようとしたのかを考えることとし、関連する史料読解・論文講読等を行う。
*	地域社会と歴史 2	教授 阿 部 浩 一	日本史における一大転換期とされる中世後期を中心に、近代社会の基盤がどのように形成されていったのかという問題を、主に社会史の視点から、東国や南奥羽を中心とした地域社会のあり方に主眼をおいて考察していく。適宜、前後の時代や国内外の諸地域との比較を進めるとともに、現代社会の抱える諸問題に歴史学がどう応えていくのかという問題関心からもさまざまな検討を進めていきたい。

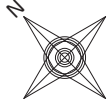
区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
*	地域社会と歴史3	教授 菊地芳朗	遺跡・遺物に代表される考古資料の分析から、地域社会の歴史や文化の究明にいかに向かうかを考える。本講義の主要な対象は文献史料の乏しい時代までの日本列島とするが、受講者の関心によっては中近世や諸外国を取り上げることも考慮する。また、おもに考古学的手法による地域史研究を振り返ったうえでその妥当性と問題点を検証し、新たな地域像提起への可能性を探る。
*	地域社会とジェンダー	教授 高橋 準	地域社会におけるジェンダー問題の解明に必要な基礎的理論・概念等の修得をふまえ、個々人の研究課題に即したテーマについて先行研究のサーベイ、具体的問題の検討、討論等を行う。
*	地域社会と教育1	教授 浅野 かおる	地域の文化・健康・福祉・環境・産業などの諸課題に対し、地域行政による住民への教育的働きかけ・援助と住民の主体的な学習活動との相乗効果のなかで、解決への展望をみいだすことが今日求められている。社会教育・生涯学習の行政と各分野の行政過程における教育的手法との関連を、国際動向も視野に入れて、实际的、理論的に研究する。
*	社会と情報1	教授 佐々木 康文	本講義では次のような内容について検討を行う。まず一つ目は、情報社会と呼ばれる現代を位置付ける出発点として、高度な情報メディアの発達を現実化しえた、人間という存在の特性を把握することである。次に、人間が歴史的に形成するに至った現代の社会システムがいかにして情報メディアの発展を加速し、そのことが社会システムそのものに対してどのような意味を持つと考えられるかについて議論したい。そのうえで、情報メディアの発展が社会に与える影響や意義について論じた様々な社会理論を批判的に検討していく予定である。
*	国際社会の言語と文化1	教授 坂本 恵	20世紀初頭のイギリスに焦点を合わせ、言語と文化のありようについて検討する。とくに当時の文学作品を英語で読むことで、その作品が生み出された時代背景について考察する。
*	国際社会の言語と文化2	教授 村上 雄一	豪州は2001年に連邦結成100周年を迎えた。今でこそ、多元文化主義政策が成功している国の1つとして認知されている豪州だが、連邦結成当時は『白豪主義』を国是として国家統一を目指していた。その『白豪主義』に日本が大きな影響を与えていたことは意外と知られていない。本講義では、主に19世紀後半から20世紀初頭における両国関係を振り返りながら、日本の存在が豪州連邦結成に与えた影響について考察していく。
*	国際社会の言語と文化3	教授 久我 和巳	国際化していく社会に対応する地域文化の活性化という課題において、個々の人間の固有価値がどのように取り扱われているか。そして、公共予算の中で文化・言語関連支出がどのような位置を占めているか。世界の多様な国家や行政機関の文化政策および言語政策を比較することによって、社会の豊かさの指標としての言語や文化が人間生活において果たしている役割を考察する。
* ○	国際社会の言語と文化4	教授 後藤 史子	地域社会の国際化の現状を踏まえ、これを比較の対象としながら、アメリカ文化の諸相について歴史的社会的な観点から考察する。その際キーワードとなるのは、アメリカの夢、移民、フェミニズム、黒人文化、多文化主義等である。アメリカの文学・映画・社会・歴史、そのいずれかに関する評論を、素材として取り上げる予定である。

区分	授業科目	担当教員	授業科目の概要
*	国際社会の言語と文化6	教授 田村 奈保子	近世以降のフランスを中心とした西欧における美術・文学等の芸術作品にまつわる歴史を振り返り、現在に至る文化的状況を考察するとともに、今後の芸術の在り方の方向を探る。個々の作品の分析から文化政策的観点に至るまで、芸術をめぐる問題を様々な視点から考察する。
*	国際社会の言語と文化8	教授 照沼 かほる	アメリカにおける文化の多元性、多様性について学ぶ。また、それらと比較することで自分および自文化を取り巻く諸現象について考察する。テキストは、文学作品、新聞・雑誌記事、まんが、映画、TV番組、CM、音楽など多岐にわたるが、英語で書かれた／表現されたものも用いるので、受講者は、英語文献を読むのが好き、読むのに慣れている、あるいは読むのを厭わない人であることが望ましい。
	地域文化演習（Ⅰ）	*のついた全教員	歴史、生活、教育、言語、外国文化、スポーツ、社会情報等のテーマの研究を通して、地域社会を文化として把握していくための視角や方法、基礎的な知見等を学ぶ。 演習（Ⅰ）、演習（Ⅱ）をふまえ、特定のテーマに沿ってより具体的な研究を行う。
	地域文化演習（Ⅱ）	*のついた全教員	
	地域文化演習（Ⅲ）	*のついた全教員	
	地域文化演習（Ⅳ）	*のついた全教員	

【共通科目】

授業科目	担当教員	授業科目の概要
地域政策科学入門	全教員	地域政策科学研究科で研究を進めていくうえでの「導入科目」として、情報・文献検索の方法や、論文作成の基礎的リテラシー、研究のさまざまな方法について学び、修士課程における研究の基礎を築き上げることを目的とする。またこれらの学習を通して、地域社会、地域文化、地域政策についての理解を深めることを目指す。
地域特別研究（Ⅰ）・（Ⅱ）	全教員	特定の地域社会を対象とし、自然や産業・行財政・文化・生活等の構造的特質および自治体等の政策立案・開発計画の策定・行政をめぐる現状や問題について、複数の教員による現地調査や収集資料分析を実施し、当該地域社会の当面する課題の解決方途を具体的に研究する。
地域特別研究 （2017年度・参考）	2017年度担当 村上 雄一 荒木田 岳	本年度の地域特別研究では、農山村部の町村の状況から、現時点での地域が抱える政策課題の一端を考えてみたい。今世紀に入って、農山村の行財政は厳しさを増しているが、その背景に目配りしながら、行政の現場を眺めることがこの科目の眼目である。

福島大学案内図

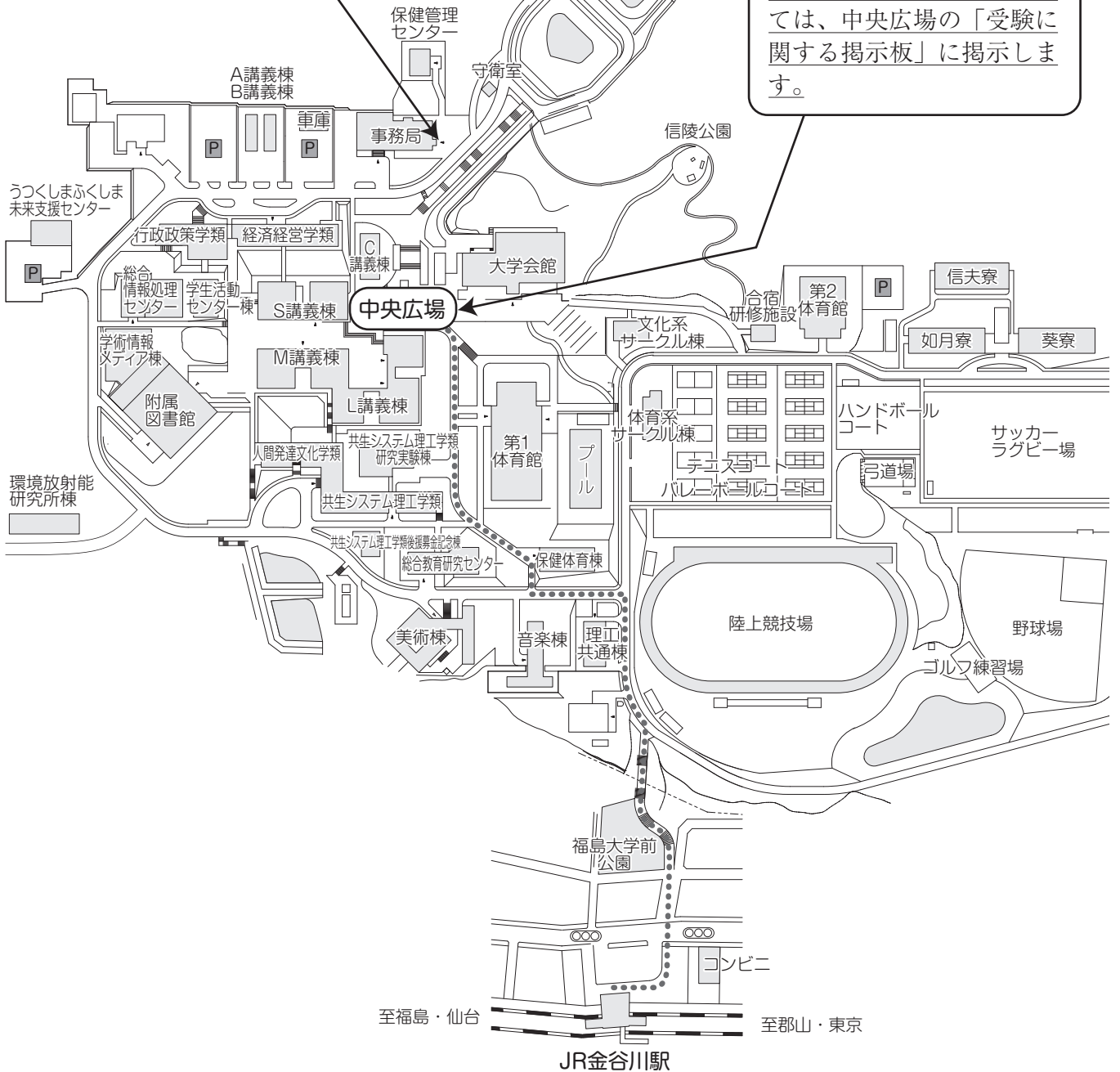


県道 至福島
福島・安達線 (旧国道4号)
至松川町

入試課 (1F)
(合格者発表掲示板)

受験に関する掲示板

試験室案内など詳細については、中央広場の「受験に関する掲示板」に掲示します。



かなやがわ
JR東北本線金谷川駅下車
中央広場まで徒歩約10分



国立大学法人

福島大学

Fukushima University